## 一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会代議員選任規則

日本臨床腫瘍薬学会規則第6号制定 平成26年12月6日

(目 的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会(以下「本法人」という。) 定款第5条3項に規定する代議員の選任の手続き、同条第4項に規定する代 議員に立候補できる要件および代議員選任に関わる事項については、この代 議員選任規則(以下「本規則」という。)によるものとする。

(選任の公示)

第2条 理事会は、代議員選任選挙投票日から3ヶ月前までに代議員選任に関する日程、代議員の選任予定数の範囲、その他必要な事項を本法人のホームページに掲載し、会員に公示するものとする。

(代議員選任管理会の設置及び構成)

- 第3条 本法人の代議員の選任の円滑な運営を図るため代議員選任管理会(以下 「本選任管理会」という。)を置くものとする。
- 2 本選任管理会の幹事長は総会で選出する。
- 3 本選任管理会は幹事長のほか幹事長が指名する5名以上10名以内の幹事 で組織する。
- 4 幹事長および幹事は正会員とする。
- 5 幹事長および幹事の任期は2年とする。
- 6 本選任管理会は、代議員選出の日程を本法人の業務に重大な支障が生じないように決定し、正会員に対して代議員に立候補する受付期間などの選出に必要な事項を本法人ホームページへの公示等によって周知する。
- 7 幹事の過半数が出席しなければ本選任管理会を開催することはできない。 (代議員候補者の要件)
- 第4条 正会員で、次の要件を満たしている者は代議員に立候補することができる。
  - (1)正会員になってから2年を経過していること。
  - (2) 当年度までの会費を完納していること。

(立候補の届出)

- 第 5 条代議員に立候補しようとする者は、本選任管理会が定めた期日までに、 正会員 3 名の推薦書を必要な書類とともに本選任管理会に届け出るものとす る。
  - 2 前項に定める届出は、本法人が定める別紙様式第3号及び別紙様式第4号 を用いて行うものとする。

(推薦人)

第6条 正会員は、複数の候補者の推薦人になることはできないものとする。また、本選任管理会の幹事は、推薦人になることはできないものとする。

(候補者名簿)

- 第7条 本選任管理会は、提出された書類に基づき速やかに候補者および推薦人 の資格審査を行い、理事会に候補者名簿を提出するものとする。
- 2 理事会は、代議員選挙の1ヶ月前までに候補者名簿を本法人のホームページ に掲載し、会員に公示するものとする。

(辞 退)

第8条 代議員候補者は、自らの意志で候補者名簿の公示前までに本選任管理会に届け出ることで、代議員候補者を辞退することができる。

(選 任)

- 第9条 本選任管理会は、資格を満たしている代議員候補者の数が、選任予定数 の範囲の上限以下であるときは、全ての候補者を代議員とすることができる ものとする。
- 2 前項の代議員候補者の数が、選任予定数を超えるときには、選挙を行うものとし、得票順に選任予定数の範囲の上限までを当選とする。
- 3 得票数が同数の候補者があるときは、本法人の正会員歴の長い者の順とし、 なお同等の場合は抽選により本選任管理会がその順位を決定する。

(投票)

- 第 10 条 投票は、正会員 1 名につき 5 票とし、無記名連記で行うこととする。 (結果の公示)
- 第 11 条 本選任管理会は、選任の結果を有効投票数ならびに得票数とともに理事長に報告しなければならない.
- 2 本選任管理会は、選任結果を速やかに本法人ホームページに公示しなければ ならない。

(疑 義)

第 12 条 代議員の選任に関して疑義を生じたとき、理事会は、本選任管理会に 調査審議を求めるものとし、本選任管理会の調査審議結果を尊重するものと する。

(細 則)

第 13 条 定款および本規則に定めるもののほか、代議員の選任について必要な 事項は理事会の決定により別に定めることができる。

(附 則)

第14条 本規則は、平成27年3月14日から施行する。